

広島県障害者支援施設等に準ずる者認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の4第1項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所に準ずる者（以下「障害者支援施設等に準ずる者」という。）の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象)

第2条 障害者支援施設等に準ずる者として、知事の認定を受けることができるものは次に掲げるものとする。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する特例子会社
- (2) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する重度障害者多数雇用事業所
- (3) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第74条の2第3項第1号に基づく在宅就業障害者
- (4) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に基づく在宅就業支援団体

2 前項の規定にかかわらず、共同受注窓口として次の各号のいずれにも該当する者は、障害者支援施設等に準ずる者として知事の認定を受けることができるものとする。

- (1) 本県の区域内に、主たる事務所又は従たる事務所の所在地を有する法人であること
- (2) 定款、寄付行為等に、障害者の就業機会の確保を目的とすることが明示され、受注内容に対応可能な複数の障害者就労施設等にあっせん・仲介する業務を行っていること
- (3) 障害者就労施設等に係る物品等の開発、販売促進又は品質改善の取り組みを行う等適切な業務遂行能力を有すること
- (4) 本県の区域内に所在地を有する障害者就労施設等を経営する者が、法人個人の別にかかわらず5以上参加していること

(認定の申請)

第3条 障害者支援施設等に準ずる者の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第1号）及び取扱物品・役務調書（様式第2号）に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 登録できる物品・役務については、自らが製作する物品及び提供できる役務に限るものとする。ただし、共同受注窓口については、共同受注窓口に参加する障害者就労施設等が製作した物品についても登録できるものとする。

(認定)

第4条 知事は、前条の規定による認定申請書が提出されたときは、地方自治法施行規則第12条の2の3第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、次の各号の全てに該当する者を障害者支援施設等に準ずる者として認定する。

- (1) 適切に業務を遂行する能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により本県における一般競争入札の参加資格を有し、参加を制限されていない者であること。
- (3) 広島県内に事業所又は住所を有すること。

- 2 知事は、前項の規定により障害者支援施設等に準ずる者を認定したとき又は認定しないこととしたときは、申請者にその旨を通知するものとする。
- 3 知事は、障害者支援施設等に準ずる者として認定したときは、その旨を公表するものとする。

(登録又は認定内容の変更)

第5条 障害者支援施設等に準ずる者として認定を受けた者は、その認定又は登録事項のうち、所在地、名称、代表者及び取扱物品又は役務に変更が生じたときは、速やかにその旨を変更届（様式第3号）により知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の届出があったときは、その旨を公表するものとする。

(要件喪失の届出)

第6条 認定を受けた者が、第2条の規定又は第4条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、速やかにその旨を要件喪失届（様式第4号）により知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の届出の内容を確認し、前項に規定する場合は認定を取り消し、届出を行った者にその旨を通知するものとする。
- 3 知事は、障害者支援施設等に準ずる者の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(辞退の届出)

第7条 認定を受けた者が、認定を辞退するときは、速やかにその旨を辞退届（様式第5号）により知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の届出があったときは、その旨を公表するものとする。

(現況確認)

第8条 障害者支援施設等に準ずる者として認定を受けた者は、毎年度知事が定める期日までに、現況届（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(実地調査等)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、認定を受けた者に対して、申請書又は添付書類に記載された障害者の雇用状況等の内容等必要と認める事項について実地に調査し、又は説明を求めることができる。

- 2 知事は、前項の実地調査等の結果、申請書又は添付書類に虚偽の記載があることが明らかになった場合は、認定を取り消すことができる。
- 3 知事は、前項の規定により、認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 27 日から施行する。